

臨時代理の報告について

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

2004年（平成16年）4月16日提出

藤沢市教育委員会
教育長 中 村 喬

臨 時 代 理 書

緊急やむを得ない事情があるので、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、藤沢市奨学金規則の一部改正について、次のとおり臨時に代理する。

2004年（平成16年）3月25日

藤沢市教育委員会
教育長 中 村 喬

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成16年4月1日

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号(第16号及び第17号を除く。)に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。